

## 在宅訪問薬剤管理指導の届出を行っている旨の掲示

### 当薬局の行っているサービス内容について

下記表中の点数は全て 1 点=10 円です。

計算例) 10 点=100 円 (3 割負担の方は 30 円の負担、1 割負担の方は 10 円の負担増です)

#### 1・薬剤服用歴管理指導料および情報提供料に関する事項

①服薬管理指導料 (45 点又は 59 点)	患者様ごとに作成した薬剤の使用履歴（お薬カルテ）です。処方内容、アレルギー歴、副作用歴、飲み合わせの調査などを記録しています。 処方薬品の効果、注意点、名称、用法、用量などを文章や写真を用いて説明しています。
------------------------	---

#### 2・調剤基本料および基準調剤加算に関する事項

①調剤基本料 1 (45 点)	健康保険法の定める基準によります。受付 1 回につき 1 度算定されます。ただし、同一医療機関の複数科受診の場合、同一処方日分は受付 1 回と數えますが、医療ビルなどでそれぞれが独立した医療機関の場合、それぞれの医療機関の処方箋ごとに受付回数を数えることになります。
-----------------	---

#### 3・無菌製剤処理加算に関する事項

当薬局では現在のところ行っておりません。

#### 4・在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項

①在宅患者訪問薬剤管理指導料 (1 回 650 点)	居宅において療養を行っておられる患者様のうち通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬の指導及び管理のお手伝いをさせていただくことができます。在宅での管理状況が改善されれば中止可能ですので短期間のご利用もお勧めです。ご希望される場合お申し出下さい。（担当医師の了解と指示書が必要です）
-------------------------------	--

この指導料が算定される場合、上述した「1 服薬管理指導料および情報提供料に関する点数」は重複して算定いたしません。すべてこの中に含まれます。

すずの木薬局一宮店	管理薬剤師 : 鈴木 智香
愛知県一宮市浅井町小日比野字新太 41-2、42-2	TEL : 0586-53-3520 FAX : 0586-82-8282

※以上の内容につきましては、令和 7 年 4 月時点の調剤報酬に基づいて作成しております。